島田市会計年度任用職員募集案内別表

No. 16

	職種	勤務形態	応募資格(必要な資格)			
Α	一般事務	パートタイム	有	手話通訳士または手話通訳者		

①手話通訳者派遣及び窓口等での手話通訳対応 ②意思疎通支援事業(手話、要約筆記、点字等)に係る事務 ③障害福祉課の窓口受付及び電話、メール等での問い合わせへの対応 ④障害福祉課の各種事務事業に係る申請等受付後のシステム入力や認定結果通知等 の発送業務 ⑤障害福祉課の各種統計等の資料作成業務 ⑥その他の障害福祉課の庶務業務

雇用期間	開始日	令和	8	年	4	月	1	日	4		間は条件付	
	終了日	令和	9	年	3	月	31	日	採用となります。			
勤務日		月曜日から金曜日のうち4日間										
4 0 0 #1 75 = 1 80		午前 8	時	30	分	から	午後	5	時	0	分	まで
1 日	の勤務時間	(7	時間	30	分)		日及び勤り変更する			
週(の勤務時間	30	時	間								
1	休憩時間	60	分									
糸	合料•報酬	月額		169,858	}	円:	から					
	【フルタイム】 通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末・勤勉手当、退職手当を関係例規に基づき支給 【パートタイム】 通勤及び旅費に係る費用を関係例規に基づき支給 期末・勤勉手当を関係例規に基づき支給										務手	
i	社会保険	健康保険	加	入	厚生	年金	加	入	雇用	保険	ול	八
週	休日•休日	週休日 (土曜、日曜、週の中で指定する1日) 本日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 令和8年12月29日 から 令和9年1月3日 まで)
Į.	就業場所	場所	障害福	祉課								
		住所 島田市中央町1番の1										
	その他											
4	・給料・報酬額は、人事院勧告等の影響により改定されることがある(増額・減額ともに・地域手当、特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る報酬を関係例規に基き支給(パートタイムのみ) ・期末・勤勉手当支給月数は、島田市職員の給与に関する条例が改正された場合、年途中で変動されることがある(増額・減額ともに) ・窓口開庁時間の変更等が生じた場合、年度途中に勤務時間及び給料・報酬が年度:中で変更となる可能性あり									に基づ		
-	問合せ先	所管課	障	害福祉	课 障害	——— 害者政策	5係	電	話	054	17-36-	7669
			一次とし					_				